

議案第 5 9 号

羽生市事務手数料徴収条例の一部を改正する条例

羽生市事務手数料徴収条例（平成 1 3 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1（第 2 条関係） 戸籍等関係の手数料			別表第 1（第 2 条関係） 戸籍等関係の手数料		
	手数料の種類	手数料の金額		手数料の種類	手数料の金額
1 ～ 1 2	（略）	（略）	1 ～ 1 2	（略）	（略）
			1 3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの再交付	1 枚につき 8 0 0 円

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

令和 3 年 6 月 2 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明